

＝目次＝

1. 重大事故情報＝5件（9月4日～9月10日分）
 - （1）トラック運転者のひき逃げ等の疑い逮捕
 - （2）トラック運転者のひき逃げ等の疑い逮捕
 - （3）タクシー運転者のひき逃げ等の疑い逮捕
 - （4）トラックの対向車衝突事故
 - （5）貸切バスの交差点内接触事故

2. 事故発生時における被害者等の救護措置の徹底について

3. 全日本トラック協会「新型インフルエンザ対策ガイドライン」



【1. 重大事故情報＝5件】（9月4日～9月10日分）

（1）トラック運転者のひき逃げ等の疑い逮捕

～事故が起きたときの負傷者の救護義務の指導・監督の徹底を！～

～飲酒運転・酒気帯び運転の禁止、飲酒運転の有無等の確実な点呼の実施の徹底を！～

9月10日午後10時00分頃、千葉県で自転車に乗っていた女子高校生が、反対方向から走ってきた大型保冷車と衝突した。

この事故で、女子高校生は頭の骨を折る重傷を負った。

大型保冷車は逃走したため、警察が目撃情報をもとに捜査したところ、現場から1.2キロ離れたコンビニの駐車場に停まっているのを発見し、自動車運転過失傷害と道路交通法違反（救護義務違反）の疑いで逮捕した。

トラック運転者からはアルコール分が検出され、事故の原因等詳細について、警察が更に調べを進めている。

（2）トラック運転者のひき逃げ等の疑い逮捕

～事故が起きたときの負傷者の救護義務の指導・監督の徹底を！～

9月4日午後8時20分頃、栃木県でトラックが信号機のある十字路交差点で乗用車と出会い頭に衝突し、乗用車の運転者に軽傷を負わせてそのまま逃走した。

なお、警察は、当該トラック運転者を見つけ、現場に任意同行して現場の状況を確認、同日、自動車運転過失傷害及び道路交通法違反（救護義務違反）の疑いで逮捕した。

事故の原因等詳細について、警察が更に調べを進めている。

(3) タクシー運転者のひき逃げ等の疑い逮捕

～事故が起きたときの負傷者の救護義務の指導・監督の徹底を！～

9月6日午前1時43分頃、神奈川で当該タクシー運転者が空車にて運行中、交差点の手前でハザードランプを点灯させ停車中の乗用車に気付いたが、そのまま追い越しをしたところ、泥酔して路上に寝ていた人を轢過した。停車中の乗用車の運転者は路上に寝ていた被害者に声を掛けようとしていたもよう。

この事故により被害者は死亡した。

当該タクシー運転者は逮捕された。

(4) トラックの対向車衝突事故

～交通ルールを遵守した安全な運転の徹底を！～

9月8日午前3時55分頃、静岡県でトラックがセンターラインをはみ出し、対向車線を走行してきた別のトラックと正面衝突した。

この事故により、衝突された対向車線を走行してきた別のトラック運転者が全身を強く打って死亡、センターラインをはみ出して衝突したトラック運転者も右足骨折の重傷を負い、病院へ搬送されたがその後容態が急変し、翌日、死亡が確認されたもの。

事故の原因等詳細については、警察が調べを進めている。

(5) 貸切バスの交差点内接触事故

9月10日午前6時55分頃、東京都で交差点を走行中の貸切バスが道路右側より横断してきた自転車を撥ねた。

この事故により、自転車に乗っていた女性が負傷し、病院に搬送されたが、その後、死亡した。

当該バスは、お客を迎えに行く途中であったため、バスには乗客は乗車していなかった。

現場は、片側1車線の道路で、事故の原因等詳細について、警察が調べを進めている。



【2. 事故発生時における被害者等の救護措置の徹底について】

最近、タクシー及びトラックの運転者による救護義務違反（ひき逃げ）を伴う事故が続発し、中には被害者の方が死亡する痛ましい事故も多発している状況です。

今般、この種事案の再発防止を図り、事故発生時における被害者等の救護措置を徹底するため、関係事業者団体に対し、以下のとおり通達しました。

国自安第48号
国自旅第113号
国自貨第67号
平成21年9月8日

社団法人全国乗用自動車連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局
安全政策課長
旅客課長

国自安第48号の2
国自旅第113号の2
国自貨第67号の2
平成21年9月8日

社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車交通局
安全政策課長
貨物課長

事故発生時における被害者等の救護措置の徹底について

事業用自動車の輸送の安全の確保については、従来から機会あるごとに注意喚起を図ってきたところですが、別紙のとおり、最近、タクシー及びトラックの運転者による救護義務違反（ひき逃げ）を伴う事故が頻発し、中には被害者の方が死亡する痛ましい事故も多発しており、誠に遺憾であります。

これらの事案については、当該運転者が飲酒運転の事実を隠蔽するために行ったものも含まれており、自動車運送事業者としての社会的信頼を著しく失墜するものであります。

つきましては、この種事案の再発防止を図り、事故発生時における被害者等の救護措置を徹底するため、運転者に対する救護措置についての指導監督の徹底、事業者における緊急時の連絡体制の構築、運行管理者等による事故発生時における運転者に対する適切な指示の実施、飲酒運転を未然に防ぐためのアルコールチェッカーの活用等による確実な点呼の実施等を行い、輸送の安全に万全を期するよう、貴会傘下会員に対し周知徹底をお願いします。

別紙 平成21年6月以降に発生した救護義務違反を伴う事故

発生日	場所	事業の種類	被害状況	運転者に対する措置
6月6日	茨城県	トラック	1名死亡	自動車運転過失致死、道路交通法違反（救護義務違反）の疑いで逮捕

1. 対策マニュアルの位置付け
 2. 対策の概要と流れ
 3. 主体別にみた対策の内容
 - ・ 経営者（総務・人事担当）
 - ・ 衛生管理責任者
 - ・ 現場管理責任者（運行管理者等）
 - ・ 現場作業員（ドライバー）
 4. 最終対策マニュアルの策定に向けて
- 詳しくは、ホームページをご覧ください。

（ <http://www.jta.or.jp/rodotaisaku/influ/index.html> ）



【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車交通局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、<jiko-antai@mlit.go.jp>までお寄せください。

よくある質問（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html> ）

自動車交通局ホームページ（ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> ）

